

C02C02 スマート出前講座実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が千葉県地球温暖化防止活動推進員を講師として派遣する C02C02 スマート出前講座の実施に関し、必要な事項を定める。

(派遣の対象)

第2条 C02C02 スマート出前講座として、講師の派遣を受けることができる研修会等は、市町村、事業者、学校、自治会、PTA その他の住民団体等が主催する地球温暖化に関する研修会等で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 地球温暖化に関する知識の普及及び意識の高揚等、地球温暖化対策の推進に資すると認められるものであること。
- (2) 千葉県内で開催されるものであること。
- (3) 千葉県内に居住する者又は千葉県内に通勤若しくは通学する者を対象として開催されるものであること。
- (4) 参加者が10人以上のものであること。
- (5) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること。
- (6) 明らかに千葉県の行政施策に反しないものであること。

2 研修会等を主催する者が同一である研修会等に対する派遣は、同一年度において原則として2回を限度とする。

(講師の要件)

第3条 講師は、次の各号に該当する者であつて、県が登録したものとする。

- (1) 千葉県地球温暖化防止活動推進員であること。
- (2) 自ら講座の内容を企画し実践できる者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 過去3年間に、地球温暖化に関する県民向けの講座において講師を務めた実績のある者
 - イ 環境カウンセラー
 - ウ 地球温暖化防止コミュニケーター
 - エ 学校教育法第1条に規定する学校における教員経験者
 - オ その他講師として適当であると知事が認める者

- 2 登録を希望する者は、C02C02 スマート出前講座講師登録票（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。
- 3 前項の規定による登録票の提出があった場合、県は提出のあった者が第1項各号に該当するかどうかを審査し、該当すると認めたときは、講師として登録するものとし、その旨を本人に通知するものとする。
- 4 県は、登録した者に講師としてふさわしくない非行があった場合は、登録を取り消すことができるものとする。

（事務の委託等）

第4条 C02C02 スマート出前講座の実施に関する事務は、前条に規定するものを除き、事業者に委託して実施するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により委託した事務について、事務を委託した事業者（以下「委託事業者」という。）から報告を求めることができる。
- 3 前項に定めるもののほか、委託した事務の実施に関し必要な事項は、環境生活部温暖化対策推進課長が別に定める。

（派遣の申請）

第5条 講師の派遣を受けようとする研修会等を主催する者は、研修会等を実施する日の1月前までに、C02C02 スマート出前講座講師派遣申請書（別記第2号様式）により委託事業者に申請しなければならない。

（派遣の決定等）

第6条 前条の規定による申請があった場合、委託事業者は申請のあった研修会等が第2条第1項各号に該当するかどうかを審査し、該当すると認めたときは、講師の派遣を行うことを決定し、第3条第3項の規定により登録された者の中から派遣する講師を選定するものとする。

- 2 委託事業者は、前項の規定により講師の派遣を行うことを決定したときは、C02C02 スマート出前講座講師派遣等通知書（別記第3-1号様式）により申請のあった者に通知するとともに、C02C02 スマート出前講座講師派遣等通知書（別記第3-2号様式）により派遣する講師に通知するものとする。
- 3 委託事業者は、講師の派遣を行わないこととしたときは、C02C02 スマート出前講座講師派遣等通知書（別記第3-3号様式）により申請のあった者に通知するものとする。

(結果報告)

第7条 研修会等を主催した者は、講師の派遣を受けた日から5日以内に、CO2CO2 スマート出前講座実施結果報告書（別記第4号様式）を委託事業者に提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 千葉県地球温暖化防止活動推進員派遣事業実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

CO2CO2 スマート出前講座講師登録票

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

電話番号

CO2CO2 スマート出前講座実施要領第 3 条第 2 項の規定により、登録を希望します。

資格等(該当する番号に○をしてください。) ※有資格者であることが確認できる書面の写しを提出してください。(千葉県地球温暖化防止活動推進員出前講座制度での実績がある場合は不要)	1 過去 3 年間に、地球温暖化に関する県民向け講座において講師を行った実績のある者 2 環境カウンセラー 3 地球温暖化防止コミュニケーター 4 学校における教員経験者 5 その他 ()
活動可能時間(曜日・時間帯等)	
活動可能地域	
その他特記事項	

※裏面も必ずご記入ください。

実施プログラムの概要	
所要時間	
対象	
参加者数（想定）	
テーマ	
目的 (概ね 50 文字以内)	
説明内容 (概ね 250 文字以内)	
関連 ホームページ (任意記載)	

※プログラムが複数ある場合は、別紙に記入して登録票とともに提出してください。

CO2CO2 スマート出前講座講師派遣申請書

年 月 日

(委託事業者の代表者) 様

主催者住所 (〒)

主催者名称

代表者氏名

担当者氏名

電話

FAX

CO2CO2 スマート出前講座実施要領第 5 条の規定により、次のとおり講師の派遣を申請します。

研修会等の名称	
派遣希望の日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
派遣場所	(所在地)
受講予定者数	人
受講対象者 (小学生、自治会会員、 会社従業員 など)	
希望する講座の内容	

CO2CO2 スマート出前講座講師派遣等通知書

年 月 日

(主催者名称) 様

(委託事業者の代表者)

年 月 日付けで申請のありました講師の派遣については、下記のとおり派遣することにしたので、CO2CO2 スマート出前講座実施要領第6条第2項の規定により通知します。

なお、研修会等を実施した後は別紙により結果を開催後5日以内に報告願います。

記

- 1 主催者及び研修会等の名称
- 2 派遣の日時
- 3 派遣場所
- 4 派遣講師
氏名
連絡先

CO2CO2 スマート出前講座講師派遣等通知書

年 月 日

(派遣講師) 様

(委託事業者の代表者)

下記への派遣を決定したので、CO2CO2 スマート出前講座実施要領第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

研修会等の名称	
主催者	住所 名称 代表者氏名 担当者氏名 電話 F A X
派遣の日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
派遣場所	(所在地)
受講予定者数	人
受講対象者	
希望する講座の内容	

CO2CO2 スマート出前講座講師派遣等通知書

年 月 日

(主催者名称) 様

(委託事業者の代表者)

年 月 日付けで申請のありました講師の派遣については、下記のとおり派遣を行わないこととしましたので、CO2CO2 スマート出前講座実施要領第6条第3項の規定により通知します。

記

- 1 主催者及び研修会等の名称
- 2 派遣を行わない理由

CO2CO2 スマート出前講座実施結果報告書

年 月 日

(委託事業者の代表者) 様

主催者住所 (〒)

主催者名称

代表者氏名

担当者氏名

電話

CO2CO2 スマート出前講座実施要領第 7 条の規定により、次のとおり研修会等の実施結果を報告
します。

研修会等の名称	
実施日時	
講師氏名	
実施場所	
受講者数	
研修会等の成果	